

4

8

大日本帝國政府

受接	昭和	年	月	日
號	ニ丁	一	一〇	
案起	昭和二十年一月八日			
發				
結完	昭和	年	月	日
書淨				
調				

外資局長

爲替課長

管理課長

總務課長

支那及南洋ヨリノ對日送金ノ規制實施ノ件ニ關シ  
外國爲替銀行及日本銀行へ通牒ノ件

案

二十一年一月八日

外資局長

日本銀行外事局長 宛



大日本帝國政府

支那及兩方ヨリノ對日送金ノ規制ニ關シテハ幾ニ小口送金等ノ取締ヲ強  
化シタルモ今回更ニ全般的ニ對日送金ノ適當規制ヲ要スル爲別紙(一)ノ通  
決定シ別紙(二)ノ措置ヲ爲スコトトシ昭和二十年一月十日ヨリ實施スルコ  
トト相成リタルニ付テハ爾今右御了知ノ上適當御取扱相成度  
追而本制度ニ關スル外國爲替銀行宛通牒ハ別紙ノ通ニ付添付候

記

- 一、本現地特別措置予金制度實施ニ依リ預入者ヨリ提出アルベキ確約書ハ  
之ヲ受理シ其後進達ノコト
- 二、右確約書ニ基キ爲サレタル預金ヲ受入レタル銀行ハ各月分ヲ翌月十五  
日迄ニ現地ヲ發送シ内地本店又ハ東京所在店舗ニ於テ取纏メ日本銀行  
經由當局宛所定ノ報告書ニ通テ提出スベキニ付其ノ一通ハ其ノ行ニ於  
テ保管整理シ置キ他ノ一通ハ直ニ當局宛進達ノコト
- 三、本制度ニ依リ現地預金ノ實施狀況ニ付内地支拂銀行ヨリ所定ノ報告書  
ニ通テ提出スベキニ付其ノ一通ハ其ノ行ニ保管整理シ置キ他ノ一通ハ



大日本帝國政府

之ヲ各月分取<sup>算</sup>當局宛準備<sup>金</sup>ナルコト

本制度ニ基ク現地預金ノ拂戻ヲ受クル爲所定ノ書式（内地特別措置預金拂戻申請書ニ準ズ）ニ依リ申請アリタル場合ハ當局ニ進達スルコト

案ノ二

ニ<sup>テ</sup>年 月 八 日

外 資 局 長

各外國爲替銀行 宛

支那及南方ヨリノ對日送金ノ規制ヲ更ニ強化スルヲ要スル爲送金許可ノ條件トシテ一定金額ヲ現地ニ預金セシムルコトトシ別紙（一）ノ通昭和二十年一月十日ヨリ實施スルコトニ決定相成リタルニ就テハ右送金ノ文拂ニ際シ當局ノ指示アルモノニ付テハ別紙（二）細則ニ依リ取扱相成度  
右指示ニ際シテハ昭和二十年一月八日附藏外爲第 五 號通牒ニ依ル措置ヲ爲スベキ旨許可條項トシテ附スベキニ付御了知相成度  
追而本制度ニ基キ現地ニ於テ發行セラレタル外資預金證書ヲ本人ニ交

（國定規格B5一八二×二五七紙）



大日本帝國政府

付スル爲銀行ガ輸入スル場合又ハ該證書ノ期限延長ノ爲輸出スル場合  
及本制度ニ基キ外貨預金契約ヲ爲ス場合ハ外國爲替管理法施行規則第  
三十八條ノ制限及第四十三條ノ制限報告ハ之ヲ免除シタルニ付御子知  
相成度

(現地・於之)

高進其現地持引出預金トシテノ受入資金ハ國家的便宜ニ貸付ク爲メコト  
ト爲シテ之ニ免差也、此又、於テハ、北支那勸業株式會社、中支支  
於テハ、中支印務株式會社ハノ貸付ク豫定シ得ルモ宜付條件等  
ニ付テハ、進局通知スハキニ付申添候

大日本帝國政府

(國定規格B5ハニ×二五七種)



支那銀行ヨリノ送金許可ニ際シ現地預金セシムル場合ノ措置要綱

外、爲(一九一三一九)

- 支那銀行ヨリノ送金許可ニ際シ現地預金セシムル場合ノ措置要綱
- 一、現地預金ハ原則トシテ該送金ノ内地取扱銀行ノ現地店(本邦ニ本店ヲ有スル本邦爲替銀行ノ現地店又ハ該送金ノ内地取扱銀行ノコルレス先本邦銀行ノ現地店タルコト)ノ預金トシ期間半年ノ定期預金トスルモ必要ニ應ジ延期セシメ得ルモノトスルコト
- 二、現地預金ノ表示通貨ハ現地通貨建トスルコト
- 三、現地預金ハ原則トシテ引出等處分ヲ認メザルコト但シ特ニ中央當局ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ非ザルコト
- 四、現地預金通帳又ハ預リ證ニハ中央當局ノ承認ナクシテ處分スルコトヲ得ザル旨ヲ明記スルコト



五 現地預金ノ利息ハ預金者本邦ニ引揚ゲル場合ニ限り本邦ヘノ取寄ヲ認ムルコト

六 本邦ヘノ引揚ノ場合ノ如ク現地ニ於テ預金受續ヲ爲スヨト困難ナルトキハ右現地預金ニ付顧客ノ便宜ノ爲爲替銀行ノ内地店ニ於テ通帳又ハ預リ證ノ發行ヲ爲スコトヲ認ムルコト

七 右ノ現地通貨建預金通帳又ハ預リ證ヲ内地ニ於テ發行スルニ際シテハ銀行顧客共ニ外國爲替管理法施行規則上ノ外貨預金契約ニ關スル制限及報告ヲ免除スルコト

八 現表預金トスル爲ノ返送ニハ補償料、手数料ヲ徴セザルコト  
九 現地預金實施狀況ニ關シテハ取扱銀行ヨリ定期的ニ所要ノ報告ヲ徴シ確實ナル實施ヲ期スルコト

十 現地預金制ニ付テハ本制度ノ圓滑ナル運用ヲ期スル爲取扱銀行側ニ於テ十分顧客ノ利便ヲ圖ル如ク適當措置スルコト



右ニ依ル現地預金受入資金ハ金利關係ヲ考慮シ受入銀行ニ於テ  
各月毎、取纏メ現地ニ於ケル國策的使途ニ貸付ヲ爲ス如ク措置  
スルコト、但シ各統轄店毎ニ合計シ右貸付單位ハ百萬圓トシ百  
萬圓未滿ノトキハ百萬圓ニ達シタル際貸付クルコト



支那ヨリノ對日送金規制實施細則

支那（香港ヲ含ム以下同ジ）ヨリノ對日送金トナルベキモノニ關シ  
現地ニ於テ現地通貨建ノ預金（現地特別措置預金ト稱ス以下同ジ）  
ヲ爲サシムル場合ノ措置ハ本實施細則ニ依ルモノトス  
一、現地特別措置預金ヲ爲スベキモノガ内地居住ノ場合

（一）確約證ノ徵收及預金手賣

内地店ハ顧客ヨリ當局ノ許可條件トシテ指示シタル金額ヲ現地  
通貨建預金ト爲シ且ツ之ガ處分ヲ爲ス場合ハ當局ノ承認ヲ受ク  
ベキ旨ノ別紙一ノ確約證ヲ徵シ右現地預金ノ預入手續ヲ爲スコト

（二）送金代リ金ノ支拂

内地店ノ送金代リ金ノ支拂ハ右預金ニ關シ前號ノ確約證ノ提出  
及現地店ニ於ケル右預金ノ預入アリタルコトヲ確認ノ上支拂ヲ  
爲スコト



昭、拾 金第 號

無爲替金製品輸出許可證

昭和十年 月 日付別紙申請ノ件許可ス

但シ左記條項ヲ附ス

昭和十年 月 日

大藏大臣

一、輸出製品代金(増量金、増増金其ノ他之ニ準ズルモノヲ含ム)ハ輸出製品ガ仕向地ニ到着後三箇月内ニ仕向地ヨリ銀行ヲ經由シ又ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依リ之ヲ本邦ニ回収スルコト

但シ送金額ノ一部ヲ以テ所定額ノ現地特別措置預金ト爲ス場合ニシテ同預金ト爲スコトニ付内地店ニ於テ確認シ得ル場合ハ右預入前ト雖モ第一號ノ確約證ヲ徴シタル上支拂ヲ爲スモ支障ナキコト

(三) 預リ證ノ發給

(イ) 現地預金受入銀行ガ内地支拂銀行ト同一銀行ナル場合ハ内地店ニ於テ預リ證ヲ現地店ニ代リ發給スルコト(右ノ事務代行ニ關シ店舖間ノ權限上ノ問題アル場合ハ當該銀行ニ於テ右權限ノ改訂ニ付適當措置スルコト)

(ロ) 現地預金受入銀行ガ内地支拂銀行ト同一銀行ナラザル場合ハ現地受入銀行ニ於テ預リ證ヲ發給シ内地支拂銀行ニ於テ之ガ送付引受ケタル上内地銀行ハ之ヲ預金者ニ交付スルコト右ノ場合内地銀行ハ顧客便宜ノ爲預リ證到達前ニ假預リ證ヲ發給シ得ルコト







昭、拾 金第 號

無為替金製品輸出許可證

昭和十年 月 日付別紙申請ノ件許可ス

但シ左記條項ヲ附ス

昭和十年 月 日

大藏大臣

一、輸出製品代金(増量金、値増金其ノ他之ニ準ズルモノヲ含ム)ハ輸出製品ガ仕向地ニ到着後三箇月内ニ仕向地ヨリ銀行ヲ經由シ又ハ本邦ニ仕向ケルニ當リ之ヲ本邦ニ送付スルコト

記

(イ) 現地特別措置預金ノ受入銀行ハ右處分ニ關スル中央當局ノ承認ナキモノニ付テハ該預金ノ拂出等ヲ爲スヲ得ザルコト

(ロ) 内地銀行ハ處分ニ關スル中央當局ノ承認ナキモノニ付テハ現地特別措置預金ノ取立等對日送金トナルベキ手續ヲ執ルヲ得ザルコト

(ハ) 現地特別措置預金ヲ爲スベキモノガ現地居住ノ場合

(ニ) 確約證ノ徵收及預金手續

(イ) 現地銀行ハ内地銀行(對日送金ノ支拂ヲ爲スベキ銀行)ヨリノ通知ニ基キ右預金ノ受入手續ヲ爲シタル上内地銀行ニ對シ預入金額ヲ報告スルコト

(ロ) 前號ノ預リ金受入ニ際シ預入者ヨリ別紙一ノ確約證ヲ徵シタル上内地銀行經由(内地銀行ハ更ニ日本銀行本支店經由)當局宛送付スルコト

(ハ) 確約證ノ徵收及預金手續

(イ) 現地銀行ハ内地銀行(對日送金ノ支拂ヲ爲スベキ銀行)ヨリノ通知ニ基キ右預金ノ受入手續ヲ爲シタル上内地銀行ニ對シ預入金額ヲ報告スルコト

(ロ) 前號ノ預リ金受入ニ際シ預入者ヨリ別紙一ノ確約證ヲ徵シタル上内地銀行經由(内地銀行ハ更ニ日本銀行本支店經由)當局宛送付スルコト

(ハ) 確約證ノ徵收及預金手續

(イ) 現地銀行ハ内地銀行(對日送金ノ支拂ヲ爲スベキ銀行)ヨリノ通知ニ基キ右預金ノ受入手續ヲ爲シタル上内地銀行ニ對シ預入金額ヲ報告スルコト

(ロ) 前號ノ預リ金受入ニ際シ預入者ヨリ別紙一ノ確約證ヲ徵シタル上内地銀行經由(内地銀行ハ更ニ日本銀行本支店經由)當局宛送付スルコト

(ハ) 確約證ノ徵收及預金手續



大 藏 省

(有文各納)

大藏大臣

昭和十年 月 日

昭和十年

昭和十年 第 號

本邦通貨輸入許可證

本邦通貨輸入許可證  
 申請人 〇〇〇〇  
 申請書 〇〇〇〇  
 申請日 〇〇月 〇〇日  
 申請金額 〇〇〇〇  
 申請理由 〇〇〇〇  
 申請書 〇〇〇〇  
 申請日 〇〇月 〇〇日  
 申請金額 〇〇〇〇  
 申請理由 〇〇〇〇  
 申請書 〇〇〇〇  
 申請日 〇〇月 〇〇日  
 申請金額 〇〇〇〇  
 申請理由 〇〇〇〇

(二) 其ノ他ノ手續

前號以外ノ取扱手續ニ關シテハ「現地特別措置預金」爲スベキ  
モノガ内地居住者ノ場合「ニ準ジ處理スルコト



大藏大臣

昭和十年 月 日

許可金額

昭和十年 月 日 付別紙申請ノ件許可ス

第 拾 号

本邦通貨輸入許可證

現地特別措置預金ニ關スル

年 月 日

大藏省外資局長

殿

預入名義人ノ住所職業  
氏名又ハ商號 印  
(代表者氏名)

左記ノ滙送金ヲ受ケタルニ付テハ(又ハ送金ヲ爲スニ付テハ)御所  
定ノ金額何程ハ現地通貨ヲ以テ何々銀行何々支店ニ於ケル預金ト爲  
シ、銀行預金ト爲シタル上ヘ其ノ拂出ヲ爲シ又ハ預金ヲ擔保若ハ見  
返トスル借入金等預金ノ處分(滙帳又ハ預リ證ノ處分ヲ含ム)ヲ爲  
サントスルトキハ豫メ貴局ノ御承認ヲ申請可致確約申上候  
ニ爲替又ハ取立債權ノ種類  
一、對日送金額



三 支拂銀

送金人が預入者ナル場合ハ受領者（又ハ受領者が預入者ナル場合

ハ送金人）ノ住所氏名

五 送金ヲ必要トスル事由

注意 本確約書ハ一通ヲ作成シ支拂銀行ヨリ日本銀行經由當局ニ

提出スベシ



大藏省外資局長 宛

何月 許可分

銀行 (支店)

計	現地特別措置預金者名		送金許可金額		支拂金額		現地特別措置預金ノ預入金額		現地特別措置預金通帳發行		摘要
	口數	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	銀行名	内地	現地	
内地發行	口數	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	銀行名	内地	現地	
計	口數	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	銀行名	内地	現地	

一、本報告書 (二通) ハ内地支拂銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ翌々月十五日迄ニ日本銀行經由提出スベシ

二、本報告書ハ許可ノ月ヲ基準トシテ記載スルモノトシ報告ノ期限迄ニ使用ニ至ラザルモノニ付テハ使用ノ際又ハ有効期間満了ノ際許可ノ月分トシテ追報スベシ

三、許可ヲ受ケタルモ使用ニ至ラザルモノアル場合ハ其ノ事由ヲ摘要欄ニ説明スベシ

四、現地特別措置預金ノ預入者ト支拂ノ相手方氏名ヲ括弧書スルコト



別紙三

支那ヨリノ送金ニ關スル現地特別措置預金残高報告書

何月分

銀行(支店)

大藏省外資局長 宛

計	前月末残高		月中預入高		月中拂出高		差引残高		摘要
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	

注意

一、本報告書ハ二浦子現地特別措置預金ノ受入ヲ爲シタル銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ取  
 二、其日迄ニ受後滞ナク日本銀行經由提出相成度シ  
 三、増減ナキ場合モ報告スベシ  
 四、油貨ノ種類毎ニ小計ヲ附シ更ニ合計ヲ附スベシ



大日本帝國政府

経  
過

(國定規格B6一八二×二五七耗)